

○日常生活自立支援事業運営費補助金交付要綱

平成10年10月1日

(総則)

第1条 日常生活自立支援事業の運営に必要な補助金の交付については、補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、日常生活自立支援事業を運営する社会福祉法人横須賀市社会福祉協議会とする。

(補助金)

第3条 市長は、予算の範囲内において、前条に定める者に対し、日常生活自立支援事業の運営に必要な費用に充てるための補助金を交付することができる。

(補助内容等)

第4条 補助内容、補助対象経費、補助基本額、補助率及び補助金の交付方法については、別表に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助金
補助内容	日常生活自立支援事業の運営に要する経費
補助対象経費	1 専門員に係る賃金（他の補助金等の対象となる場合を除く。） 2 生活支援員に係る賃金（他の補助金等の対象となる場合を除く。） 3 その他運営に要する事務費
補助基本額	予算の範囲内で市長が定める額
補助率	100分の100
補助金の交付方法	概算払いとする。